

文教福祉常任委員会

令和元年9月24日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 11号 滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 12号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14号 旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長	飯 嶋 正 利	副委員長	伊 藤 房 代
委員	木 内 欽 市	委員	景 山 岩三郎
委員	向 後 悦 世		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副 議 長 宮 澤 芳 雄

説明のため出席した者（22名）

教 育 長	諸 持 耕太郎	環 境 課 長	木 内 正 樹
保 険 年 金 課 長	在 田 浩 治	健 康 管 理 課 長	遠 藤 茂 樹

社会福祉課長	仲 條 義 治	子育て支援長	石 橋 方 一
高齢者福祉課長	浪 川 恭 房	庶務課長	栗 田 茂
学校教育課長	加 瀬 政 吉	生涯学習課長	八 木 幹 夫
体育振興課長	花 澤 義 広	その他担当員	11名

事務局職員出席者

事務局長	高 安 一 範	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

2週間前に襲来しました台風15号におきまして、本当に後から回ってみますと甚大な被害に遭ってしまって、改めて被害に遭った皆様に心よりお見舞い申し上げたいというふうに思っています。いち早い復旧を心がけていきます。よろしく願いいたします。

ここで、委員会を開催する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、宮澤副議長にご出席いただいております。

ご挨拶をお願いいたします。

副議長。

○副議長（宮澤芳雄） 委員の皆さん大変ご苦労さまです。

本日は、一般会計補正予算を含む5議案について、審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。それでは執行部を代表いたしまして、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、1件ご報告をさせていただきます。

防災無線等でもご案内しておりますが、台風15号による災害ごみの受け入れを仁玉スポーツ広場において、9月20日金曜日からは開始いたしました。受け入れ期間は、10月20日日曜日

までの1か月間、受け入れ時間は午前9時から午後4時までとしております。

なお、受け入れる災害ごみの種類や注意事項などをまとめたチラシを9月21日土曜日に新聞折り込みし、市民の方々への周知を図っております。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で5議案でございます。

まず、予算関係で1議案、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、また条例関係で、議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての5議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（在田浩治）** 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

中段になります。歳入です。

13款3項2目1節、説明欄1、国民年金事務費交付金につきまして46万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

この交付金は、平成31年4月から始まっております国民年金保険料の産前産後期間の免除制度における届出書及び処理結果一覧を電子媒体化するためのシステム改修費であり、補助率は100%であります。

なお、充当する歳出につきましては他課が所管する科目で、10ページをお願いいたします。上段になります。

2款1項8目、説明欄1、電算システム運用事業における13節電算業務委託料であります。

以上で、議案第9号、保険年金課所管の補足説明を終わります。

○**委員長（飯嶋正利）** 社会福祉課長。

○**社会福祉課長（仲條義治）** 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の10ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。中段になります。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄1の障害者福祉事務費についてご説明いたします。予算額61万6,000円は、13の委託料で電算業務委託料となりますが、幼児期の教育・保育の重要性と子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、児童福祉法施行令の一部が改正され、10月1日から3歳から5歳までの就学前の障害児を支援する児童発達支援等のサービスの利用者負担が無償化されます。

このため、改正後の制度に対応する必要があることから、対象者の支給決定管理等を行っている電算システムの改修を行うための費用でございます。

続いて歳入ですが、ページを戻っていただき7ページをお願いいたします。下段になります。

13款2項2目1節、社会福祉費国庫補助金、説明欄2の障害者自立支援給付支払い等システム事業費補助金61万6,000円ですが、児童発達支援等サービスの利用者負担無償化に伴う電算システム改修費の補助金で、補助率は10分の10全額国の補助金を見込んでいます。

次に、補正予算書の11ページをお開きください。

歳出です。上段になります。

3款3項5目障害児福祉費、説明欄1の障害児通所支援事業についてご説明いたします。予算額110万7,000円は20の補助費で、障害児通所等給付費となります。

10月1日から、3歳から5歳までの障害児を支援する児童発達支援等サービスの利用者負担が無償化されることに伴う障害児通所等給付費の増加分として、今回補正をお願いするものであります。

続いて歳入ですが、申し訳ありません。再度7ページをお願いします。中段のやや下になります。

13款1項1目3節児童福祉費国庫負担金、説明欄1の障害児通所給付費等負担金の55万3,000円は、児童発達支援等サービスの利用者負担の償還に伴う国の負担分です。負担率は2分の1を見込んでいます。

同じく歳入ですが、8ページをお願いいたします。下段になります。

14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄1の障害児通所給付費等負担金27万6,000円は、児童発達支援等サービスの利用者負担無償化に伴う県の負担分です。負担率は4分の1を見込んでいます。

次に、申し訳ありませんが、補正予算書の11ページをお開きください。

歳出です。中段になります。

3款4項1目生活保護総務費、説明欄1の生活保護総務事務費についてご説明いたします。予算額123万2,000円は、13の委託料で電算業務委託料となりますが、生活保護電算システムの改修に伴う費用です。

生活保護システム改修を必要とする理由ですが、大学等への進学準備給付金の情報がマイナンバー情報の連携対象とされたことや、被保護者の調査項目等が新たに追加されたことなどにより、本年度中に改修が必要になったことから、補正をお願いするものでございます。

続いて歳入ですが、申し訳ありませんが、7ページに再度お戻りください。下段になります。

13款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金71万5,000円ですが、電算システム改修の国の補助金で、大学等への進学準備給付金のマイナンバー情報連携の改修費については補助率3分の2、被保護者の調査等項目の追加のための改修は補助率2分の1となっています。

以上で、議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお願いいたします。下段になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1、子育てのための施設等利用給付事業、19節子育てのための施設等利用費の1,801万ですが、10月からの幼児教育・保育無料化に伴い、認定こども園の預かり保育を利用した教育認定子ども、3歳から5歳の子どもになります。及び認定こども園や認可保育所の一時預かり事業を利用した子ども並びに認可外保育施設を利用している子どもを、条件つきで利用料が無償化の対象となります。

それらの事業や施設を利用した子どもの保護者に対して、償還払いにより給付費を支払うものでございます。

予算内訳でございますが、認定こども園市内3施設の預かり保育事業利用費として、無償化の上限月額1万1,300円を122名掛ける6か月分、827万1,600円を見込んでおります。

また、保育所等を利用していない子どもが利用する一時預かり事業利用費として、無償化の上限金額3万7,000円掛ける32名分の6か月、710万4,000円を見込んでおります。

また、旭中央病院院内保育等の認可外保育施設を利用している子どもへ認可外保育施設等利用費として、月預かり及び一時預かり利用者27名分で、263万4,000円を見込んでおります。

合わせて、合計1,801万円となります。

続きまして、補正予算書の7ページをお願いします。

歳入になります。

8款2項1目1節子ども子育て支援臨時交付金720万7,000円でございますが、うち450万3,000円が子育てのための支援施設等利用給付事業分で、今年度のみ交付金となります。次年度からは市負担となります。

続きまして、8ページをお願いします。

13款2項2目2節、児童福祉費国庫補助金、説明欄2、子育てのための施設等利用給付交付金1,729万円でございますが、うち900万4,000円が子育てのための施設等利用給付事業分で、今回新たにつくられた交付金で、事業費の2分の1が国の負担となるものでございます。

14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄2、子育てのための施設等利用給付負担金864万6,000円でございますが、うち450万3,000円が子育てのための施設等利用給付事業分で、同じく今回新たな交付金で、今年度は県が国へ申請し県から市へ交付するものであり、事業

費の4分の1を負担するものであります。

なお、今年度分につきましては、全額国費及び県費負担となっております。

以上で、議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、10月から実施される幼児教育無償化に伴いまして、現在の幼稚園就園奨励事業にかわり、子ども・子育て支援法の一部改正による子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業が実施されることから、3款民生費への幼稚園施設等利用給付事業の新設と、10款教育費の幼稚園就園奨励事業の減額をするものであります。

それでは、補正予算書の10ページをお開きください。

まず、新設する幼稚園施設等利用給付事業からご説明いたします。

歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄2の幼稚園施設等利用給付事業1,753万円です。

事業の内訳は11ページになります。

上段の幼稚園施設等利用費1,657万3,000円は、月額2万5,700円を上限とする入園料及び保育料への給付と月額1万1,300円を上限とする預かり保育料に対する給付でありまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担する補助事業であります。

入園保育料への給付は、全児童が対象で100人を見込んでおり、預かり保育への給付は、共働き世帯などが対象で17人を見込んでおります。

次に、中段の幼稚園副食費補助金81万円は、月額4,500円を上限に副食費について給付するもので、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1を負担する補助事業であります。

対象は、年収360万円未満の世帯と第3子以降の子どもに限られており、30人を見込んでおります。

下段の幼稚園第3子以降保険料等補助金14万7,000円は、第3子以降の子ども全員の主食費と長子の年齢制限により、国の制度の対象とならない第3子以降の子どもの副食費分について給付するものであります。こちらは市の単独事業で、13人を見込んでおります。

予算書のページに戻っていただきまして、7ページをお開きください。歳入になります。

中段の8款2項1目、説明欄1、子ども・子育て支援臨時交付金720万7,000円につきまし

では、このうち270万4,000円分が庶務課所管の私立幼稚園分で、今回の幼児教育無償化事業の実施に伴い、市が負担する事業の一部につきまして、本年度に限り国から交付されるものであります。

続きまして、8ページをお開きください。

上段の13款2項2目、説明欄1、子ども・子育て支援交付金27万円につきましては、歳出で説明いたしました幼稚園副食費補助金に対する3分の1の交付金であります。

説明欄2、子育てのための施設等利用給付交付金1,729万円につきましては、このうち828万6,000円が庶務課所管の私立幼稚園分で、歳出で説明いたしました幼稚園施設等利用費に対する2分の1の交付金であります。

続きまして、同じく8ページになります。

下段の14款1項1目、説明欄2、子育てのための施設等利用給付費負担金864万6,000円につきましては、このうち414万3,000円が庶務課所管の私立幼稚園分で、歳出で説明しました幼稚園施設等利用費に対する4分の1の負担金となります。

続きまして、9ページをお願いします。

14款2項2目、説明欄1、子ども・子育て支援交付金27万円につきましては、こちらも歳出で説明いたしました幼稚園副食費補助金に対する3分の1の補助金となります。

次に、減額する幼稚園就園奨励事業についてご説明いたします。

予算書12ページをお開きください。

歳入になります。

10款1項2目、説明欄1、幼稚園就園奨励事業マイナス517万3,000円につきましては、10月以降については、幼児教育無償化事業に置きかわることから、減額補正を行うものであります。

続きまして、予算書8ページにお戻りください。

歳入になります。

13款2項5目5教育費国庫補助金、説明欄1、教育費就園奨励費補助金マイナス100万4,000円につきましては、歳出の減額に併せまして、国からの補助金を減額するものであります。

以上で、議案第9号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 予算書の10ページ、委託料のところ電算システム運用事業、また、3款民生費の委託料で、これも電算システムの委託料でございますが、この委託する内容を細かく教えていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 10ページの電算システム運用事業、電算業務委託料163万1,000円のうちの46万2,000円の保険年金課の分よろしいでしょうか。

産前産後の国民年金保険料の免除制度に伴いまして、今まで紙ベースで届出書等をお送りしていたんですけども、それを今度電算システムとして、CD-ROMで、年金事務所からの回答も今まで紙で来ていたんですけども、それもCD-ROMで、電子媒体でやりとりするようになります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） よろしいですか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 補正予算書の10ページ、民生費の1の障害者福祉事務費の電算業務委託料61万6,000円の具体的な内容でございますけれども、改修項目でございますけれども、対象者の支給決定管理システムや給付費の管理システムなどを改修し、無償化となる対象児を確認する項目を追加します。

具体的には、児童発達支援等の特定サービスにおいて、負担上限額を変更、無償化になりますので。あと支給決定の年齢等の要件による入力チェックや項目の追加、支給決定通知書、受給者への特記事項などを追加する予定でございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

資料のほうですが、お配りしてございます画面になっている資料、こちらのほうをご覧い

ただきたいと思います。図面の下に海上キャンプ場及び滝のさと自然公園平面図となっているものでございます。

図面の中央部に当たりますのが、滝のさと自然公園でございます。面積は3万3,000平方メートルで、設置されております施設は東屋、ベンチ、テーブルセット、パーゴラ、ザイルクライミング等の遊具などが設置されております。

そのやや左上に隣接しておりますのが海上キャンプ場で、こちらのほうの面積は1万5,790平方メートルで、各施設については資料のとおりでございます。

今回、滝のさと自然公園を旭市立公園条例から分け、新たに条例を制定することで、指定管理者制度を取り入れ、この隣接する2つの施設を管理の面からも効率化を図ろうとするものでございます。

補足説明は以上です。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第11号の質疑は終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第12号につきましては、本会議で補正説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第14号につきましては、本会議で説明いたしましたとおりですので、本委員会での補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 議案第14号の補足説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第15号につきましても、本会議で説明いたしましたとおりでございますので、本委員会での補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で、付託議案につきましては質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(飯嶋正利) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(仲條義治) 社会福祉課より、2点ご報告させていただきます。

初めに、旭市敬老大会についてご報告いたします。

16日の敬老の日、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3会場において開催いたしました。台風15号や当日の雨の影響もありましたが、総勢1,050人の高齢者の方々の参加をいただきました。

内容につきましては、旭市文化協会の演芸を主として、市内保育所、幼稚園児等によるご

遊戯や太鼓の演奏のほか、旭市観光大使であります落語家、桂竹千代さんによる寄席、丸一小助、小時さんによる太神楽曲芸を行いました。

また、参加者には昨年同様パンとお茶をお配りし、閉会まで楽しく過ごしていただいたと考えています。

次に、10月の消費税率の引き上げに伴い実施するプレミアム付商品券事業の進捗状況について、ご報告いたします。

10月1日からの商品券販売に向け、対象となる所得の低い方へは、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等をこれまでに世帯数で7,373世帯、対象者数で1万1,089名分を発送いたしました。現在、申請のあった方々の受け付け審査を行っております。

審査を終了した方々への商品券購入引換券の発送状況でございますが、9月20日現在で申し上げますと、世帯数で938世帯、対象者数で1,467名分を発送したところでございます。

子育て世帯の方へは、平成28年4月2日から本年9月30日まで生まれた子が対象児童となりますが、本年6月1日、7月31日を基準日とした子育て世帯の方へ、直接プレミアム付商品券購入引換券を同じく9月20日現在で、世帯数で1,256世帯、対象児童数で1,413名分を発送したところでございます。

8月1日以降に生まれたお子様につきましては、9月30日が基準日となりますので、10月中旬に商品券購入引換券を発送する予定としています。

プレミアム付商品券の販売場所については、旭市商工会館のほかに旭専門店会、市内12か所の郵便局での販売を予定しており、購入者の利便を図っているところです。商品券の市内各取扱店舗は、現在のところ約500店舗でございます。

社会福祉課からの報告は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、小・中学校の空調機設置工事及び屋内運動場防災機能強化工事について申し上げます。

小・中学校の空調機設置工事については、電気設備及び機械設備を分離発注し、16件全ての契約を締結いたしました。今後は、学校側と工程などの調整を図りながら、年度内の完成を目指してまいります。

次に、干潟小学校、滝郷小学校、矢指小学校及び共和小学校の屋内運動場防災機能強化工事につきましては、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に、年内の完成を目指して順調に進捗しているところでございます。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何か聞きたいことがありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時39分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利